

北海道告示第 11311 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和6年1月25日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和5年9月25日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サツドラ釧路昭和中央店

釧路市昭和中央1丁目109-5 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

(変更後)

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

(4) 変更の年月日

令和5年4月1日

(5) 変更する理由

代表者変更のため

2 届出年月日

令和5年9月4日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和5年9月25日（月）から令和6年1月25日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで